

第2部 目標に対する諸施策

<「目標①、②」及び「重視すべき3つの柱」に対する諸施策>

第2部では、区内の交通事故の現状と課題を踏まえ、設定した重視すべき3つの柱との関係を示しながら、計画目標を達成するために必要な5つの諸施策について、取組内容を示します。

- ①：令和7年までに区内の年間道路交通事故死者数を5人以下とする。
 - ②：令和7年に「自転車利用者の交通ルール、走行マナーが良いと感じる区民の割合」を計画期間5年間の平均で32%以上にする。
 - ㉟：高齢者及び子どもの交通安全確保
 - ㊦：自転車の安全利用推進
 - ㊧：二輪車の交通事故防止
- } 目標
- } 重視すべき3つの柱

「目標①、②」及び「重視すべき3つの柱」に対する諸施策						
5つの施策	取組	目標		3つの柱		
		①	②	㉟	㊦	㊧
第1章 道路交通環境の整備	1 道路等の整備	○	○	○	○	○
	2 交通安全施設等の整備	○	○	○	○	○
	3 安全・安心な生活道路の構築	○	○	○	○	○
	4 自転車走行環境の整備	○	○		○	
	5 渋滞対策	○				○
	6 駐車・駐輪施設の整備及び拡充	○	○		○	○
	7 その他の道路環境の整備	○	○	○	○	○
第2章 交通安全意識の普及及び徹底	1 交通安全教育等の推進	○	○	○	○	○
	2 交通安全組織の育成及び拡大	○	○	○	○	○
	3 交通安全の普及啓発活動	○	○	○	○	○
第3章 交通秩序の維持	1 交通規制の実施	○	○	○	○	○
	2 駐車秩序の確立	○	○		○	○
	3 指導取締りの強化	○	○		○	○
第4章 安全運転と車両の安全確保	1 安全運転の確保	○	○	○	○	○
	2 車両の安全性の確保	○	○		○	
第5章 救助・救急体制の整備	1 救助・救急体制の充実	○		○	○	○

<本文中の取組主体の見方>

各取組に、それぞれ担当する機関を記載しております。また、主管となる機関を**太字・ゴシック**で記載しております。以下の例の場合は、足立区が主管となります。

例（**足立区**・国道事務所・都第六建設事務所）

第1章 道路交通環境の整備

1 道路等の整備 (☉・☺・☻) (足立区・国道事務所・都第六建設事務所)

区画街路第14号線について、令和5年度に工事着手したが、工程遅延により年度内に工事が完了しなかった。なお、令和6年度に工事完了予定である。

実施機関	道路等の整備	具体的な取組内容	目標(上段)・実績値(下段)					
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	7年以降
区・国・都	歩道の整備(バリアフリー化等)	都市計画道路の整備	-	-	97m	280m	-	継続実施
【区：道路整備課】実績値→			-	-	0m			

2 交通安全施設等の整備

(1) 交差点の改良 (☉・☺・☻) (足立区・国道事務所・都第六建設事務所・四警察署)

区が管理する足立区内の交差点については、実施しなかった。

また、国が管理する一般国道4号の千住宮元町交差点(国道及び都道部)において、すべり止めカラー舗装、区画線の見直し等の交差点改良を1箇所実施した。

なお、都が管理する足立区内の交差点については、改良等の要請がなかったため、実施しなかった。

(2) 防護柵の整備 (☉・☻) (足立区・国道事務所・都第六建設事務所)

区道については、職員及び委託業者による巡回点検を実施し、適宜、更新・補修等を行い、安全性を確保した。

都道については、日々の巡回点検により、防護柵の破損や老朽化を確認し、不具合のある防護柵は取替えを実施した。また、都独自の取組みとして、主な交差点巻込み部の歩行者自転車用柵の車両防護柵への取替えを順次実施している。

また、国が管理する一般国道4号の千住宮元町交差点(国道及び都道部)において、防護柵の整備を約39m実施した。

(3) 道路照明の整備 (☉・☺・☻) (足立区・国道事務所・都第六建設事務所)

区道については、街路灯保守点検作業を委託し、区内全域の区管理街路灯の巡回及び保守点検を行っている。ランプ定期交換及びLED灯定期清掃(年間10,000灯程度)、不点、点滅、昼点等の補修(年間300か所程度)、分電盤点検(区内全域1回/年)、昼間巡回点検(区内全域3回/年)、夜間巡回点検(区内全域2回/年)、腐食度調査(区内全域1回/年)、事故発生等緊急保守作業。

都道については、夜間巡視点検を実施し、照度確認や点灯状況の確認を行い、不具合があった場合は適切に対応した。

国道については、令和5年度は未実施であった。

(4) 信号機の整備・高度化 (☐・自・輪) (四警察署)

ア 新たに管内3カ所の信号機に音響式設備を設置した。(千住警察署)

イ ①歩行者用画像感知器を活用して赤信号で横断を開始する歩行者に対して音声で警告を発する機能、②青信号の時間内に渡り切れないとされる歩行者を感知して、青信号の時間を延長する機能、③逆に横断歩行者がいない場合には青信号時間を削減し、車両青信号の時間に振り分ける円滑化の機能を有する信号機を設置なし。設置に関しては、本部交通管制課との協議となる。(西新井警察署)

ウ 花畑地区の歩行者用灯器の増設を本部に上申した。(竹の塚警察署)

(5) 事故多発地点対策のための交通安全施設整備 (☐・自・輪)

(足立区・国道事務所・都第六建設事務所・四警察署)

区内各所において、警察からの要望によりカラー舗装を整備し、また、地元からの陳情により自転車ストップマークの路面標示や巻き看板、カーブミラー等を設置した。

都においても、所轄警察署からの要請を受け、交通安全施設の設置・改良等を実施した。国においては、令和5年度は未実施であった。

(6) 交通情報収集・提供機能の強化 (輪) (四警察署)

都道、国道に数カ所設置。設置に関しては、道路管理者と本部交通管制課との協議となる。(西新井警察署)

(7) ITS (高度道路交通システム) (※) の活用推進 (輪) (四警察署)

※ ITS：最先端の情報通信技術を用いて人と道路と車両とを情報でネットワークすることにより、交通事故、渋滞等といった道路交通問題の解決を目的に構築する新しい交通システム。

都道(鹿浜交差点)に設置。設置に関しては、本部交通管制課との協議を要する。(西新井警察署)

第2部

第1章 道路交通環境の整備

実施機関	交通安全施設等の整備	具体的な取組内容	目標（上段）・実績値（下段）					
			R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	7年 以降
区・国・都・署	交差点の改良	より安全な交差点へ改良	都度実施	→	→	→	→	継続実施
【区：東部及び西部道路公園維持課】【都：第六建設事務所】【国：東京国道事務所】実績値→			都度実施	都度実施	都度実施			
区・国・都	防護柵の整備	防護柵の設置及び定期的な安全点検	都度実施	→	→	→	→	継続実施
【区：東部及び西部道路公園維持課】【都：第六建設事務所】【国：東京国道事務所】実績値→			都度実施	都度実施	都度実施			
区・国・都	道路照明の整備	適切な照度の確保のため定期的な点検・巡回を実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【区：安全設備課】【都：第六建設事務所】【国：東京国道事務所】実績値→			実施	実施	実施			
署	信号機の整備・高度化	信号機の整備・高度化について協議・調整を行う	協議・調整	→	→	→	→	継続協議・調整
【四警察署 交通規制係】実績値→			協議・調整	協議・調整	協議・調整			
区・署	事故多発地点対策のための交通安全施設整備	各道路管理者とその都度協議	都度実施	→	→	→	→	継続実施
【区：東部及び西部道路公園維持課】【都：第六建設事務所】【国：東京国道事務所】実績値→			都度実施	都度実施	都度実施			
署	交通情報収集・提供機能の強化	早期実現に向け、都と連携する	実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通規制係】実績値→			協議・調整	協議・調整	協議・調整			
署	ITSの活用推進	早期実現に向け、都と連携する	実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通規制係】実績値→			協議・調整	協議・調整	協議・調整			

3 安全・安心な生活道路の構築

(1) 歩道の整備 (㊟・㊿)

区画街路第14号線について、令和5年度に工事着手したが、工程遅延により年度内に工事が完了しなかった。令和6年度に工事完了予定である。

(2) 生活道路における交通事故防止対策の推進 (㊟・㊿・㊾) (足立区・四警察署)

ア 区としては、通学路点検における要望から、巻き込み部に車止めの設置や「学童注意」の路面標示などを行った。

イ 令和6年度中に千住宮元町地区のゾーン30規制の整備を完了予定。(千住警察署)

ウ 今後、区民の具体的要望を受けたうえで、足立区と連携し、推進していきたい。(西新井警察署)

エ 管内における交差点の自転車横断帯の撤去を進めた。旧日光街道上の横断歩道を新設した。(竹の塚警察署)

実施機関	安全・安心な生活道路の構築	具体的な取組内容	目標(上段)・実績値(下段)					
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	7年以降
区・国・都	歩道の整備	都市計画道路の整備			97m	280m		継続実施
【区：道路整備課】実績値→			—	—	0m			
区・署	生活道路における交通事故対策の推進	ゾーン30の整備等各種交通対策を協議・調整する	協議・調整	→	→	→	→	継続協議・調整
【区：東部及び西部道路公園維持課】【四警察署 交通規制係】実績値→			協議・調整	協議・調整	協議・調整			

4 自転車走行環境の整備

(1) 自転車走行環境の現状と今後の整備 (㊿)

(足立区・国道事務所・都第六建設事務所・四警察署)

江北地区のエリアデザイン計画で指定されたエリアについて、面的に自転車ナビマークの整備を行った。また、花畑地区の花畑フラワーロードについては、線的にナビマークの整備を行った。当該箇所は警視庁との協議の結果、ナビマーク以外の外側線施工も併せて行った。

なお、令和6年度に「足立区自転車活用推進計画」及び「自転車ネットワーク計画」を策定し、安全で快適な自転車通行空間の効果的、効率的な整備を目的に、面的なネットワークを構成する路線を選定していく。



足立区自転車活用推進計画

(2) 自転車シェアリング利用者への普及啓発 (目)

(足立区)

サイクルステーションを19個増設し、令和6年3月末時点の区内サイクルポート数は154か所となり、令和2年2月末の59か所から約2.6倍となった。

また、一か月あたりの利用者数が令和6年3月は約13,500人となり、令和2年2月の約1,100人から約12.3倍となった。

実施機関	自転車走行環境の整備	具体的な取組内容	目標(上段)・実績値(下段)					
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	7年以降
区・国・都・署	自転車走行環境の整備	自転車専用通行帯、ナビライン、ナビマーク等の整備	12,700 m	10,000 m	4,000 m	10,400 m	4,400 m	継続実施
【区：交通対策課 駐車場推進係】実績値→			14,265 m	7,580 m	5,250 m			
区	自転車シェアリング利用者への普及啓発	足立区シェアサイクル事業	実証実験	未定	未定	未定	未定	未定
【区：交通対策課 自転車係】実績値→			実証実験	実証実験	実証実験			



シェアサイクルのポート



自転車ナビマーク

5 渋滞対策 (目)

(足立区・国道事務所・都第六建設事務所・四警察署)

- (1) 今後も道路管理者と協議・調整を継続する。(千住警察署)
- (2) 道路管理者と連携し、推進していく。(西新井警察署)
- (3) 入谷5丁目に所在する「入谷町北」交差点の渋滞状況を調査し、本部主管課と共に信号秒数の調整を検討した。(竹の塚警察署)

実施機関	渋滞対策	具体的な取組内容	目標(上段)・実績値(下段)					
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	7年以降
区・国・都・署	渋滞対策	ITSの活用による渋滞の解消	実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通規制係】実績値→			協議・調整	協議・調整	協議・調整			

6 駐車・駐輪施設の整備及び拡充 (自・輪) (足立区)

六町駅前区有地活用（賑わい施設の導入）に伴い廃止される区営六町駅自転車駐車場の代替となる自転車駐車場の整備を行った。

民営自転車等駐車場設置費補助については、相談や問い合わせはあったが、令和5年度の新規申請には至らなかった。

実施機関	駐車・駐輪施設の整備及び拡充	具体的な取組内容	目標（上段）・実績値（下段）					
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	7年以降
区	駐車・駐輪施設の整備及び拡充	自転車の利用状況や民間自転車駐車場の設置状況を勘案して、区営の自転車駐車場の新設・改修	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	継続実施
【区：交通対策課 駐車場推進係】実績値→			1箇所	2箇所	1箇所			
区	駐車・駐輪施設の整備及び拡充	「足立区民営自転車等駐車場設置補助金」制度を活用した民営自転車駐車場の新設	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	継続実施
【区：交通対策課 自転車係】実績値→			2箇所	1箇所	0箇所			

7 その他の道路環境の整備

(1) 無電柱化の推進 (自・輪) (足立区・国道事務所・都第六建設事務所)

区画街路第14号線について、電線共同溝整備工事が完了した。

(2) 道路工事の抑制 (足立区・国道事務所・都第六建設事務所)

道路工事調整会議を令和5年9月（令和5年度後期工事分）、令和6年3月（令和6年度年間工事分）の2回開催し、道路工事の抑制を図った。会議参加企業はNTT、KDDI、東京電力、東京ガス、東京都水道局、東京都下水道局である。

(3) 不法占用物件等の排除 (自・輪) (足立区・国道事務所・都第六建設事務所)

不法投棄対応を兼ねて日々の定期パトロールを実施し、早期発見、早期対応を行った。交通標識を妨げていたり、見通しの悪い場所、歩道での占用では、一刻も早い解決を目指し、所有者への指導・撤去依頼、緊急対応等を行い、通行障害の早期解決に努めた。

(4) 通学路の安全点検 (自) (足立区・都第六建設事務所・四警察署)

関係各所の協力のもと、予定した定期点検を全て実施できた。点検の結果、路面標示の新設・塗り直し（28箇所）や、危険箇所へ注意喚起の看板の設置（1箇所）、学童擁護員の配置（6箇所）、信号機の点灯時間調整（3箇所）などの対策を行った。

(5) キッズ・ゾーンの設定 (㊟)

(足立区・四警察署)

令和4年度にモデル整備を実施済み。

区内警察署・区の道路管理所管課と協議を行い、7カ所の保育施設が集中している「足立区東綾瀬地区（都立東綾瀬公園周辺）」をモデル地域として選定した。

令和5年度は、近隣7カ所の保育施設従事者および子どもを預ける保護者向けに回答依頼のチラシ



東綾瀬地区のキッズゾーン

(作成数900枚)を配布し、モデル整備の効果を検証するWEBアンケートを実施した。その結果から、周知および認知度に課題があることがわかった。認知度向上のため、あだち広報9月10日号にキッズ・ゾーンについて掲載し周知を図った。また、モデル整備地区内での認知度を高め、ドライバー等に保育施設の「お散歩コース」があることを注意喚起して減速を促すための看板設置等を令和6年度中に検討する。

実施機関	その他の道路環境の整備	具体的な取組内容	目標（上段）・実績値（下段）						
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	7年以降	
区・国・都	無電柱化の推進	都市計画道路の整備			97m	280m			継続実施
【区：道路整備課】実績値→			—	—	97m				
区・国・都	道路工事の抑制	関係機関において、道路上で行われる工事の施工方法等を協議し、工期短縮を図るなど調整	実施	→	→	→	→		継続実施
【区：道路公園管理課】実績値→			実施	実施	実施				
区・国・都	不法占用物件等の排除	原因者に接触し、早期の解決を図る。また、その後の状況を確認するための定期的なパトロールの実施	実施	→	→	→	→		継続実施
【区：道路公園管理課】実績値→			実施	実施	実施				
区・署	通学路の安全点検	全小学校における通学路の安全点検を3年に1回実施	各年度約23校※						継続実施
【区：学務課】実績値→			51校	26校	21校				
区・署	キッズ・ゾーンの設定	関係機関との協議・検討	検討	モデル実施	継続検討	→	→		継続検討
【区：子ども政策課】実績値→			検討	モデル実施	継続検討				

※1：令和4年度に江北小と高野小が、令和5年度に北鹿浜小と鹿浜西小が統合予定のため、小学校での実施回数を減とする。

第2章 交通安全意識の普及及び徹底

1 交通安全教育等の推進

(1) 学校等における交通安全教育 (㊟・㊟・㊟)

ア 幼稚園・保育園

(足立区・四警察署)

(ア) 実施内容

DVD鑑賞、警察官による講話、歩行訓練を実施した。また、区からは園児一人ひとりに反射材を配布し、交通安全の意識を身につけるよう指導した。

(イ) 実施回数

区内の幼稚園・保育園のうち112園で実施し、12,124名の児童が交通安全教育を受けた。

(ウ) 大人への啓発

一部の園にて、送迎時やイベント時に併せて実施することで、保護者に対する交通安全の啓発も行い、家庭において適切な指導が出来るよう努めた。



幼稚園・保育園での保護者参加型の交通安全教室（講話と歩行訓練）

(エ) その他

竹の塚警察署では、令和6年3月9日、管内の保育園・幼稚園等の年長児と保護者・兄弟を対象に、保木間小学校において「もうすぐ一年生交通安全教室」(旧ママキッズ)を開催した。

交通安全ミュージカル、トラックの死角体験、竹の塚交通少年団による鼓笛演奏、歩行訓練などを実施し、白バイやパトカー、ミニパトの展示も行った。なお、足立区としても自転車用ヘルメットの展示と補助制度の案内を行った。



竹の塚交通少年団による鼓笛演奏



パトカーや自転車用ヘルメットの展示

イ 小学校

(足立区・四警察署)

(ア) 自転車安全運転免許証発行事業（自転車教室）

<実施内容>

警察署と連携し、小学校3年生向けに自転車安全運転免許証発行事業（以下、自転車教室）を実施。また、免許証の交付時には小冊子「自転車の安全な乗り方」と鍵掛けを啓発する免許証入れも配付した。



<実施回数>

区内の小学校全67校、4,966名に対し、実施することができた。

また、令和5年度から一部の小学校の自転車教室の中で、関係機関が実施するトラック等を活用した死角体験や内輪差体験等の活動に対する補助事業を開始し、雨天等で中止となった学校もあったが10校（桜花小、湧江小、平野小、西新井第二小、西伊興小、花保小、中川東小、花畑西小、西保木間小、栗原北小）で実施した。



小学校での自転車教室（実技、トラックの死角体験）

(イ) 交通安全指導員による教育

区立小学校全校において、1年生から4年生を対象に警察官の経験を有する職員による交通安全教室を年2回実施（3年生は上記（ア）の自転車教室があるため1回のみ）している。また、あわせて下校時間における校門や危険箇所での見守りや下校指導を行っている。

(ウ) 大人への啓発

自転車教室に従事している保護者に対しても、自転車保険の義務化や自転車用ヘルメット購入費補助のチラシを配布し説明を行い、また保護者が模範的な行動をとれるよう基本的な交通ルールを教えた。



保護者に対する啓発（座学、実技）

(エ) 学童保育室・児童館

学童保育室や児童館を利用している児童に対して、特に春先の入学時期や夏休み中に、交通安全教育を行っており令和5年度は6箇所ですべて310名に実施した。併せて、自転車用ヘルメットの着用についても啓発を行った。



学童保育室・児童館での交通安全教育

(オ) あさがお交通安全プロジェクト

足立区教育委員会では、区内小学校の交通事故被害者の保護者の講演等を通して、児童の交通安全への意識を高め、日常生活において交通ルールを守り、行動できる資質・能力を育む取り組みを実施している。

a 実施目的

(a) 児童・生徒の人権意識を涵養し、自他の命を大切にしようとする意識を高める。

(b) 講話、取組を通して交通安全の大切さを自覚し、日常生活において交通ルールを守り行動できる資質・能力を育む。

(c) 保護者及び地域社会に向けて、児童・生徒の交通安全に貢献しようとする意識の啓発を図る。

b 取組の概要

(a) 区内小学校の交通事故の被害児童の保護者に協力を仰ぎ、あさがおのシンボルのデザインを基に反射板付きキー



小学校でのセレモニーの様子

ホルダーや幟旗、また啓発チラシを作成し、児童・保護者に配布する。

(b) 令和5年度は、あさがお交通安全プロジェクトセレモニーを実施し、各校にて、あさがお交通安全運動を実施した。

(c) 令和6年度から、足立区では、5/2「足立区版交通安全の日」を定め、保護者の講話をいただく。その後朝顔を育てるとともに、あさがお交通安全運動及び交通安全指導を行う。

(オ) その他

交通対策課では、小学校中学年向けに「ビュー坊と学ぶ自転車の正しい乗り方」を製作し、動画配信を行っている。

また、『あだち子育てガイドブック』でも紹介し、保護者が模範的な乗り方が出来るよう啓発を行っている。



ビュー坊と学ぶ自転車の正しい乗り方

ウ 中学校、高等学校

(足立区・都教育委員会・四警察署)

(ア) 実施内容

警察署と連携し、スタントマンを活用した体験型交通安全教室（スケアード・ストレイト）を実施することができた。これまでの既習事項に加え、その発達段階に応じて歩行者としての安全な行動、自転車の正しい利用、交通事情や交通法規、応急処置等の理解を深めるとともに、交通災害防止について習得させる。事故再現で疑似的に体験することにより、事故を起こさせない、当事者にならない重要性を伝えることが出来る。

(イ) 実施回数

予定していた全15校、5,870名に対し、実施することができた。

なお、参加生徒からアンケートを取ったところ、交通安全に対する意識が高まったとの回答が97.7%（前年度+1.0%）あった。



スタントマンを活用した体験型交通安全教室

実施機関	交通安全教育等の推進		具体的な取組内容	目標（上段）・実績値（下段）								
				R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	7年以降			
区・署	学校等における交通安全教室	幼稚園・保育園	幼稚園・保育園で正しい道路の歩き方を学んでもらうため、交通安全教室を実施	170園	170園	170園	170園	170園	継続実施			
				【区：交通対策課 推進係】実績値→						77園	101園	112園
区・署	学校等における交通安全教室	小学校	小学校において、小学三年生を対象とし、「自転車安全運転免許証発行事業」による交通安全教室を実施	69校	68校※1	67校※2	67校	67校	継続実施			
				【区：交通対策課 推進係】実績値→						69校	68校	67校
区・署	学校等における交通安全教室	中学校	中・高等学校等でスタントマンを活用した体験型交通安全教室の実施※3	14校	14校	15校	14校	15校	継続実施			
		高等学校		【区：交通対策課 推進係】実績値→						12校	14校	15校

※1、2：令和4年度に江北小と高野小、令和5年度に北鹿浜小と鹿浜西小が統合予定のため、小学校での実施回数を減とする。
 ※3：中学校と高等学校は3年間で全校一巡するよう実施する。

2 交通安全組織の育成及び拡大

（足立区・四警察署）

（1）交通少年団 （☉・☺）

ア 役割及び実施状況

交通少年団の活動については、交通安全キャンペーンの際に、交通安全啓発品及び広報物の配布に協力してもらうことで、区民等の交通安全意識を高めた。

イ 実施内容

- （ア）コロナ禍で中止していた研修活動を再開し、少年団員相互の団結と見識を深めた。特に、交通安全運動期間中において、啓発活動に意欲的に参加して、広い年齢層が集まる大規模商業施設に赴いてのキャンペーンを実施する等、交通安全の意識付けのために活発的に実施した。（西新井警察署）
- （イ）小学校での自転車教室や講習時において、保護者に対して入団等の広報を実施。また、令和6年3月9日には「もうすぐ一年生交通安全教室」（旧ママキッズ）においては、交通少年団の鼓笛演奏を発表するとともに、署独自の反射材効果体験機の展示や歩行訓練を通し、来場した親子の交通安全意識を高めた。（竹の塚警察署）
- （ウ）交通少年団や交通安全推進委員が積極的に町会・自治会が主催する「さくら通り流し踊り」に参加し、情報発信や広報啓発活動を実施した。（綾瀬警察署）

(2) 交通安全協会 (☉・☺・☻)

ア 役割及び実施状況

交通安全協会は、日頃から警察と地域（町会）との間の連絡調整を行っており、交通安全に関する行事、情報共有においてパイプ役となっている。

イ 実施内容

- (ア) 交通安全協会に属する各部会の重大交通事故防止活動を促進させた。（西新井警察署）
- a トラック部会：2ヶ月に一度の部会会議を実施するほか、毎月一度管内主要交差点における街頭配置活動を実施した。環状七号線上における交差点該当配置を実施した（春、夏1回）。
 - b タクシー部会：安全協会に加盟するタクシー管理会社や管内に所在するタクシー会社の車両による事故が発生したことから、臨時タクシー部会を開催。希望するタクシー会社に赴き、交通安全講話を実施して交通安全の意識付けを実施した。
 - c 女性部会：コロナが収束したことにより、本部会は定期的に連絡会議を開催、大型商業施設に来店する女子を対象に交通安全啓発活動を実施した。
 - d 友愛クラブ：足立区シルバーのつどいが再開となり、友愛クラブ会員を招待。有名タレント等による交通安全教育を実施し、交通安全の意識付けを実施した。（秋）
- (イ) 交通安全協会と情報を共有するなどして、効果的な交差点キャンペーンやイベントを実施している。（竹の塚警察署）

(3) 地域交通安全活動推進委員 (☉・☺・☻)

ア 役割及び実施状況

東京都公安委員会から委嘱された交通ボランティアで、交通安全キャンペーンなど、署で主催する行事に参加し、交通安全活動を行っている。

イ 実施内容

- (ア) 月2回、地域交通安全活動推進委員との横断歩行者保護誘導活動や自転車マナーアップキャンペーン等の活動を実施。（千住警察署）
- (イ) 月一度の西新井大師境内における高齢者を対象にした交通安全啓発活動を実施。推進委員会議の回数も増やし、かつ街頭活動の回数も増やすことで、管内住民に対する交通安全の意識付けを継続的に実施した。（西新井警察署）
- (ウ) 各種イベント等に招集し、都民に対して交通安全広報を実施した。（竹の塚警察署）

(エ) 交通少年団や交通安全推進委員が積極的に町会・自治会主催の「さくら通り流し踊り」に参加し、情報発信や広報啓発活動を実施した。(綾瀬警察署)

(4) 町会・自治会等 (☉・☺・☻)

ア 役割及び実施状況

春・秋の全国交通安全運動の機会を捉えた交通安全運動推進会議の開催、町会回覧板や町内の掲示板等を活用した情報発信や広報啓発活動を実施した。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、町会・自治会の支部長会議等は実施を見送っていたが、新型コロナウイルス感染症が収束したことから、令和5年度の春の交通安全運動時より支部長会議を再開した。



イ 実施内容

春・秋の全国交通安全運動期間中は幕舎を設置し、同期間中における交通安全活動（街頭活動、児童安全誘導活動等）を実施した。

(ア) ふれあい連絡協議会等を実施し、交通安全講話を実施した。(千住警察署)

(イ) 春・秋の交通安全運動の事前会議や地域講習会を開催。各町会等に対する交通安全のために、情報発信、交通安全啓発活動を実施した。(西新井警察署)

(ウ) 春・秋の交通安全運動におけるテント実施時に交通安全広報を実施。また、個別の町会・自治会等に赴き、交通安全講習を実施。(竹の塚警察署)

ウ その他

死亡事故、重傷事故が発生した際は現場周辺の住民に対し、交通安全情報チラシを配布し、啓発活動に努めた。

また、独自に交差点配置を実施したり、団地等に各町会長が交通安全チラシの配布を実施した。



交通安全運動期間中の幕舎設置

実施機関	交通安全組織の育成及び拡大	具体的な取組内容	目標（上段）・実績値（下段）					
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	7年以降
区・署	交通少年団	様々な機会を通じて小学校と連携し、保護者に働きかけていく	実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通総務係】実績値→			実施	実施	実施			
区・署	交通安全協会	各種の交通安全対策の実施と警察や区との連携を強めて幅広く地域の交通安全意識の高揚を図る	実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通総務係】実績値→			実施	実施	実施			
区・署	交通安全推進委員	各種イベントやキャンペーンなど様々な活動のリーダーとして交通安全の推進活動をする	実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通総務係】実績値→			実施	実施	実施			
区・署	町会・自治会等	様々な機会をとらえて情報発信や広報啓発活動を実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通総務係】実績値→			実施	実施	実施			

3 交通安全の普及啓発活動

(1) 交通安全啓発事業 (☉・☺)

ア 高齢者、大人

(足立区・四警察署)

(ア) 実施内容

警察署と連携し、住区センターや子育てサロンの利用者に対して、反射材の活用などについての講話を行っている。

(イ) 実施回数

新型コロナウイルス感染症の位置付けが「5類」に移行したことから、住区センターでの高齢者等の活動も活発になり、住区センターでは計14回630名、子育てサロンでは計6回120名の実施となった。

また、西新井警察署では、住区センターのほか都市農業公園や包括支援センター、シルバー人材センター等で実施している高齢者向けの交通安全講話において、自転車シミュレータ体験を実施し、併せて自転車賠償責任保険の義務化や自転車用ヘルメット着用の努力義務化について周知した。



住区センターでの高齢者向けの講話



子育てサロンでの子育て世代向けの講話

(ウ) その他

令和5年度は千本桜まつり（令和5年4月と令和6年3月の2回）、しょうぶまつり（6月）、あだち区民まつり（10月）、L・フェスタ（11月）において、自転車シミュレータ体験を実施できるよう取り組んでおり、子どもだけでなく、保護者や若者、高齢者など幅広い世代に対しても、交通安全について学び直す機会を設けた。

計8日間で706名が体験し、体験者には反射材を配付した。併せて自転車用ヘルメットの着用努力義務化について周知も行った。



自転車シミュレータ体験と自転車ヘルメット着用努力義務化及び購入費補助制度の紹介

なお、L・フェスタでは交通安全〇×クイズも同時実施し、解答者には反射材を配付した。



千本桜まつりとL・フェスタでの自転車シミュレータ体験（協力・西新井警察署）と交通安全〇×クイズ

日時	イベント	実施場所	体験者数
4/1（土）、2（日）	千本桜まつり	舎人公園	110名
6/3（土）※、4（日）	しょうぶまつり	しょうぶ沼公園	125名
10/7（土）、8（日）	あだち区民まつり	荒川河川敷	228名
11/11（土）	L・フェスタ	Lソフィア	36名
3/23（土）、24（日）	千本桜まつり	舎人公園	207名

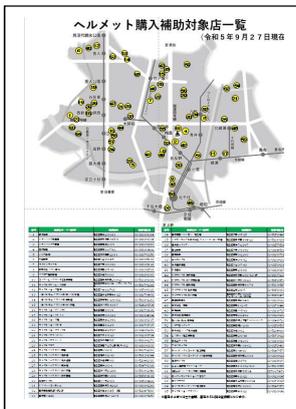
※ 6/3は台風により中止

イ 自転車用ヘルメット購入費補助制度の創設

(ア) 創設の背景

自転車乗車中に事故に遭い、死亡した方の約7割は頭部に致命傷を負っている。また、ヘルメットを着用していない場合の致死率は着用している場合と比べ2.3倍も高くなっている。

令和5年4月、改正道路交通法の施行により、自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務化された。足立区民が自転車用ヘルメットを購入する経費の一部を補助することにより、自転車用ヘルメットの普及と着用努力義務の周知を図っていく。区ホームページやポスター、懸垂幕の設置等広報啓発活動を実施し、社会全体でのヘルメット着用の機運醸成を図っていく。



(イ) 購入費補助の実績

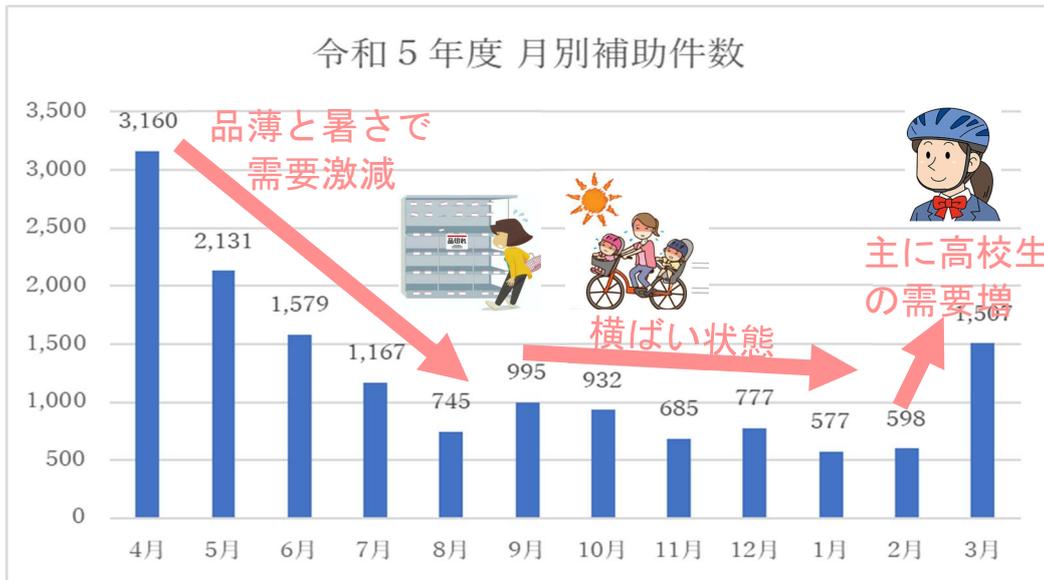
令和5年3月10日から開始した自転車用ヘルメット補助制度について、22日間で2,690個分の利用があった。令和5年度は1年間で14,853個分の利用があった。なお、制度を開始した3月10日時点での購入補助対象店は38店舗であったが、令和5年度末には65店舗まで増えた。

実施機関	交通安全普及啓発活動	具体的な取組内容	目標（上段）・実績値（下段）					
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	7年以降
区	交通安全啓発事業	自転車用ヘルメット購入費補助の申請数	—	500	5,000	15,000	15,000	—
【区・交通対策課】実績値→			—	2,690	14,853			

※ 令和4年度については、3月10日から3月31日の22日間での実績である。

改正道路交通法が施行された令和5年4月以降、啓発の効果もあってか自転車用ヘルメットが店舗において品薄状態となり、加えて夏の暑い時期は補助件数も減少傾向にあったが、秋頃から少しずつ増加傾向となった。

また、その時期に合わせ、啓発用チラシを刷新し、自転車ヘルメット着用促進キャンペーン等も実施した。



(ウ) 啓発用チラシ等の刷新や周知活動

啓発用チラシやポスターの増刷分について補正予算を組み、交通安全教室や各種キャンペーンなど様々な機会でも、更なる周知・啓発を行った。

また、足立区内で横断歩道を横断中に乗用車に衝突されたが、ヘルメットのおかげで命を救われたという事故当事者のコメントと破損したヘルメットの実物写真をチラシに掲載し、ヘルメット着用の重要性を訴えた。町会・自治会や保育園・幼稚園、学校等にも広く配付した。子育て・現役世代に対しては、

子育てサロンや各駅の情報スタンド（令和6年度はトヨタモビリティ東京や足立成和信用金庫のカタログスタンドにも配架予定）や自転車駐車場等での啓発用チラシの配付や設置、SNSでの情報発信を行った。また、購入補助対象店でのぼり旗を掲示し、更なる販売促進を行なうとともに、地域学習センターではヘルメットの展示と、試着を実施した。



自転車ヘルメットのチラシ



自転車店で掲出したのぼり旗



梅田地域学習センターでのヘルメット展示

また、TOKYO 交通安全キャンペーン期間に合わせて、令和5年12月1日から12月7日までの5日間、区役所1階アトリウムにおいて、前述の破損したヘルメットの実物を展示した。



区役所1階アトリウムにおいて、展示した破損した自転車ヘルメットの展示

なお、最終日の12月7日には警視庁交通総務課及び綾瀬警察署と共に区役所1階アトリウムにおいて、自転車ヘルメット着用促進キャンペーンを実施した。事故に遭って壊れた自転車の実物や10種類のヘルメットを展示し、訪れた方々が自分に合うサイズや好みのヘルメットの試着を行なった。

併せて、反射材や髪形を整えるヘアブラシなどの啓発物品を配布した。

キャンペーンには、警視庁マスコットのピーポくんも登場し、幅広い年齢層に対し訴求することができた。



区役所1階アトリウムにおいて、実施した自転車ヘルメット着用促進キャンペーン

(エ) その他周知活動

令和5年10月から12月にかけて、区内の都立高校9校に出向き、危機管理部の「自転車カギかけありがとうキャンペーン(※)」に警察署と協力し、合同キャンペーンを実施した。交通対策課では自転車用ヘルメットの着用促進と補助制度の案内を行った。

※ 区内の刑法犯認知件数のうち3割が自転車盗で、16～18歳の被害が4分の1を占めるため、駐輪場で鍵をかけた生徒にマクドナルドのクーポン券を手渡し啓発する事業。



都立足立高校



都立青井高校



都立小台橋高



都立江北高校



足立新田高校

ウ 足立区ながらスマホ防止に関する条例の周知

(足立区)

(ア) 駅前キャンペーン

全国交通安全運動期間を中心に駅前にてキャンペーンを計4回実施した。
ながらスマホ防止のチラシが入ったマスク等を配布し、条例の周知に努めた。



ながらスマホ防止駅前キャンペーン

(イ) その他周知活動

北千住駅西口のペデストリアンデッキや区役所前のロータリー、ろくまるに横断幕や懸垂幕を掲出した。

電柱広告は区役所周辺を含む五反野、梅島エリアに100箇所設置した。

車内放送は都営バス、東武バス、コミュニティバスはるかぜにおいて、実施した。

年度	電柱広告設置エリア			合計
R2	北千住 50箇所	—	—	50箇所
R3	北千住 50箇所	綾瀬 50箇所	花畑 2箇所	102箇所
R4	西新井 50箇所	竹の塚 50箇所	江北 5箇所	105箇所
R5	五反野 50箇所	梅島 50箇所	—	100箇所
R6 予定	江北 50箇所	北綾瀬 50箇所	—	100箇所



北千住西口ペDESTリアンデッキの横断幕



区役所周辺に設置した電柱広告

(2) 交通安全に関する広報活動の充実 (☺・自・輪)

(足立区)

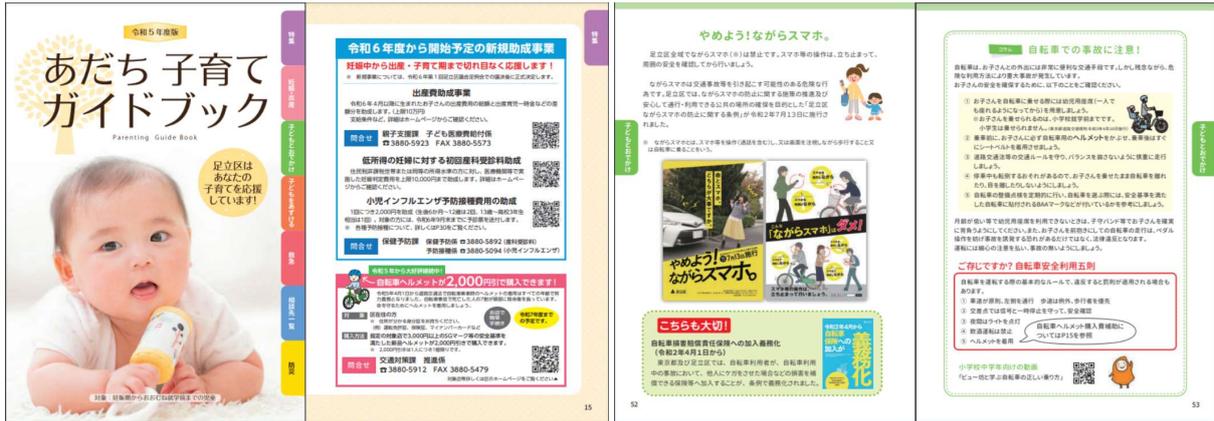
広報紙、インターネット、チラシ、デジタルサイネージ等の広報媒体による広報活動を実施した。

他にも自転車のルールに関する広報について、中学・高校でのスタントマンを活用した体験型交通安全教室や小学校での交通安全教室において「自転車の交通ルール」のチラシを配付した。竹の塚地区での自転車キャンペーンでは、自転車安全利用五則を記載したマスクを配付した。



また、自転車用ヘルメットの補助制度の開始に伴い、あだち広報へ特集としてヘルメットの着用努力義務化や、正しい着用方法などについても掲載した。

子育てガイドブックや教育だよりを通じて、子どもだけでなく、子育て世代に対しても、ながらスマホの禁止や自転車安全利用五則、自転車用ヘルメットの着用努力義務化等について周知した。



令和5年度版 あだち子育てガイドブック

(3) 交通安全運動等の実施 (☉・☺・☻) (足立区・四警察署)

春・秋の交通安全運動及び年末のTOKYO交通安全キャンペーンを実施した。
 なお、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から町会・自治会に対してテント等設置の中止要請をしていたが、令和5年度は4年ぶりにテント等を設置し、またテント訪問についても実施した。



区役所ロータリーの懸垂幕



竹ノ塚駅東口 (UR) の横断幕



ろくまるの懸垂幕

(4) 反射材着用の推進 (☉・☺) (足立区・四警察署)

各種キャンペーンなど様々な機会をとらえて着用を推進した。保育園・幼稚園での交通安全教室では、幼児でも親しみやすいようビュー坊の反射材を配付した。
 また、小・中学生向けに「夏休み交通安全クイズ」を実施し、正解者の中から抽選で1,000名にビュー坊の反射材を配付した。

年度	配付数	回答数
R4	46,000名 (103校)	5,615名 (89校)
R5	45,217名 (102校)	5,780名 (95校)



ビュー坊の反射材



夏休み交通安全クイズ

(5) ポスターの制作等を通じた啓発活動の推進 (㊦・㊧・㊨) (足立区)

ア 応募状況

小・中学生を対象とした「交通安全ポスターコンクール」を実施し、794点(令和4年度は999点)の応募があり、64点の入賞(金賞・銀賞・銅賞)を決めた。

イ 区民投票と展示

金賞作品の中から令和5年春・秋の交通安全運動用ポスター(計2点)を10月に区民投票で選出した。なお、区民投票はアリオ西新井1階展示スペースにて実施したところ、2日間で2,705票の投票があった。

また、11月に入賞作品全64点をアリオ西新井3階にて7日間展示した。

ポスターコンクール	R3	R4	R5
応募作品数	721点	999点	794点
投票数	2,886票	1,800票	2,705票



交通安全ポスターコンクール区民投票



交通安全ポスターコンクール入賞作品の展示

(6) 各種キャンペーン (㊦・㊧・㊨) (足立区・四警察署)

区内四警察署や区では、駅前や商業施設、交差点や踏切、首都高出口など様々な場所において、街頭活動や集客施設での広報活動を実施した。令和5年度は283回実施した。



北千住駅東口、竹ノ塚駅東口、綾瀬駅東口での自転車キャンペーン

特に竹の塚地区での自転車キャンペーンでは、竹の塚警察署や庁内関係機関とも連携して実施した。



竹の塚地区での自転車キャンペーン

また、西新井警察署と連携し、都立高校の登校時に正門付近の生徒指導と併せて自転車キャンペーンを実施し、交通安全やヘルメット着用の重要性とともに、時間に余裕を持った通学についても啓発を行った。

令和6年1月中旬に、東京都教育委員会から各都立学校あてに「自転車通学におけるヘルメット着用に向けた方針の策定及び徹底について」通知が出され、令和6年度から全ての都立学校において、自転車通学の際は必ずヘルメットの着用を求めることとなったため、上記キャンペーンの際に高校生に対して自転車用ヘルメットの補助制度の案内と啓発グッズを配付した。



足立新田高校

足立工科高校



足立工科高校

足立西高校

第2部

第2章 交通安全意識の普及及び徹底

実施機関	交通安全普及啓発活動		具体的な取組内容	目標（上段）・実績値（下段）					
				R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	7年以降
区・署	交通安全啓発事業	高齢者	大人向けに（高齢者を含む）、全住区センター（子育てサロン含む）で交通啓発活動を実施	114回	114回	114回	114回	114回	継続実施
区・署		大人		2回	12回	20回			
【区：交通対策課 推進係】実績値→									
区	交通安全啓発事業	足立区ながらスマホの防止に関する条例の周知	駅前キャンペーン、電柱広告、バス車内放送、SNSなど様々な方法による周知活動	実施	→	→	→	→	継続実施
【区：交通対策課 推進係】実績値→				実施	実施	実施			
区	広報活動の充実		各種イベントや広報紙、インターネット、チラシ等の広報媒体による広報活動の実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【区：交通対策課 推進係】実績値→				実施	実施	実施			
区・署	交通安全運動等の実施		春・秋の交通安全運動及び年末のTOKYO交通安全キャンペーンの実施及び町会・自治会が設置する交通安全テントによる事故防止活動の実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【区：交通対策課 推進係】実績値→				実施	実施	実施			
区・署	反射材着用の推進強化		各種キャンペーンなど様々な機会をとらえて着用を推進する	実施	→	→	→	→	継続実施
【区：交通対策課 推進係】実績値→				実施	実施	実施			
区	ポスターの制作等を通じた啓発活動の推進		「交通安全ポスターコンクール」の開催	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	継続実施
【区：交通対策課 推進係】実績値→				年1回	年1回	年1回			
区・署	各種キャンペーン		区内企業等の協力のもと様々な場所において、街頭活動や集客施設での広報活動の実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【区：交通対策課 推進係】実績値→				実施	実施	実施			

第3章 交通秩序の維持

1 交通規制の実施

(1) 交通実態に即した交通規制 (⊖・⊕・⊗)

ア 路線対策

(足立区・四警察署)

(ア) 千住宮元町交差点を東西に横断する歩行者用信号機の青色秒数を調査した。
(千住警察署)

(イ) 区民や道路管理者からの相談等を鑑みて推進していく。(西新井警察署)

(ウ) 入谷地区における指定通行区分規制の見直しや指定方向外に進行させないためのポストコーンの設置を検討し、本部に上申した。(竹の塚警察署)

(エ) 道路等の交通の安全、円滑を図るため、管内における信号調整を10件実施した。(綾瀬警察署)

イ 高齢者対策

(足立区・四警察署)

(ア) 現在設置している標識は、ほぼ高輝度標識である。視認の点検を随時実施して、見直しを行っている。横断禁止場所での横断歩行者対策は、道路管理者と連携して推進している。(西新井警察署)

(イ) 六木地区における大型標識の補修を1件実施した。(綾瀬警察署)

ウ 二輪車対策

(足立区・四警察署)

(ア) 通年、点検・見直し・補修を実施している。(西新井警察署)

(イ) 幹線通り(環七通り等)における二輪車に対する事故防止対策として交通パトロールを実施するなど、マナー違反者に対して指導を実施した。(綾瀬警察署)

エ 自転車対策

(足立区・四警察署)

区としては、江北地区のエリアデザイン計画で指定されたエリアについて、面的に自転車ナビマークの整備を行った。また、花畑地区の花畑フラワーロードについては、線的にナビマークの整備を行った。当該箇所は警視庁との協議の結果、ナビマーク以外の外側線施工も併せて行った。

オ 抜け道対策

(足立区・四警察署)

(ア) 通学路点検を通じて、実態に即した対策の検討や、交通規制の見直し等、その都度対応していく。(西新井警察署)

(イ) 児童通学路において、横断に必要な秒数を確保するため、信号機の秒数変更を3件実施した。(綾瀬警察署)

(2) 先行交通対策の推進

(足立区・四警察署)

大規模小売店舗立地法に基づき、大型店の新設届出の際に、庁内各課に対し文書による意見照会という方法で協議・調整を行った。

実施機関	交通規制の実施		具体的な取組内容	目標（上段）・実績値（下段）					
				R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	7年以降
区・署	交通実態に即した交通規制	路線対策	交通規制の見直しや信号調整等の実施	都度実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通規制係】実績値→				都度実施	都度実施	都度実施			
区・署	交通実態に即した交通規制	高齢者対策	標識の大型化や超高輝度化の検討	都度実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通規制係】実績値→				都度実施	都度実施	都度実施			
区・署	交通実態に即した交通規制	二輪車対策	二輪車のすり抜け等の防止、右折誘導線の設置や進行方向別通行区分規制等の設置	都度実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通規制係】実績値→				都度実施	都度実施	都度実施			
区・署	交通実態に即した交通規制	自転車対策	自転車専用通行帯、ナビライン、ナビマーク等の整備	12,700 m	10,000 m	4,000 m	10,400 m	4,400 m	継続実施
【区：交通対策課 駐車場推進係】実績値→				都市計画道路等については道路の整備に合わせ実施					
【区：交通対策課 駐車場推進係】実績値→				14,265 m	7,580 m	5,250 m			
区・署	交通実態に即した交通規制	抜け道対策	生活道路等における交通規制等の見直し	都度実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通規制係】実績値→				都度実施	都度実施	都度実施			
区・署	先行交通対策の推進		関係機関や事業者への働きかけ、あらかじめ協議・調整を行うなどの先行交通対策の推進	都度実施	→	→	→	→	継続実施
【区：交通対策課 推進係】実績値→				都度実施	都度実施	都度実施			

2 駐車秩序の確立

(1) 新駐車対策法制の適正な運用

ア 使用者責任の追及等

(四警察署)

放置車両確認機関の適切な運用はもとより、管内全域における違法駐車取締りや車両の使用制限等により、運転者責任のみならず使用者責任の追及を徹底した。(西新井警察署)

イ 重点的取締り

(四警察署)

(ア) 環状七号線や日光街道等の幹線道路のほか、当署管内の実態に応じ、取締り活動ガイドラインに沿った公平かつメリハリのある違法駐車取締りを推進した。(西新井警察署)

(イ) 管内の取締り活動ガイドラインに応じた重点的な駐車違反取締りを実施。放置車両確認機関による駐車違反標章取付と車両の使用制限の速やかな処分執行を実施。(竹の塚警察署)

(2) 地域実態に応じた駐車規制の推進

(四警察署)

ア 令和6年度に1ヵ所、貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しを実施する

ため、検討・協議（本部）中である。（西新井警察署）

イ 駐車規制標識を点検し、老朽化して見えにくい標識を更新した。標識の設置位置について検討し、支障がある場所については移設した。（竹の塚警察署）

（3）駐車需要に応じた駐車スペースの確保 （自・自） （足立区・都）

竹ノ塚駅西口公共駐車場の運営を継続している。また、施設建設予定地を暫定的に貸付け、駐車場として運営している。

（4）路外駐車場の整備と利用向上方策 （自・自） （足立区・四警察署）

ア 区としては、今後も連携し、整備を推進する。東京都道路整備保全公社で発行している駅周辺駐車場マップや都内オートバイ駐車場マップを窓口や区政情報課で配布した。

イ 道路管理者の施策に適切に対応していく。（西新井警察署）

（5）違法駐車抑止に向けた広報・啓発活動 （足立区・四警察署）

ア 道路管理者と連携し、適切に対応していく。（西新井警察署）

イ 綾瀬交通安全協会、推進委員、交通少年団とともに、地域住民に対して、交通マナーについてキャンペーン等を実施した。主に駅前や高速道路出口において、チラシ等を配付するとともに違法駐車を含め、様々な交通マナーについて、呼び掛けを実施した。春・秋の全国交通安全運動では、主要交差点において、効果的な交通整理を実施するとともに、ドライバーの運転向上に努めた。また、環状七号線加平ランプ出口において、駐車対策としてポストコーンを設置するなど駐車対策に努めた。（綾瀬警察署）

（6）放置自転車等防止の啓発・規制等の強化 （自・自）

ア 放置自転車防止 （足立区・都・四警察署）
主要6駅周辺で街頭キャンペーンを実施した。

イ 自転車駐車場の2時間無料サービス事業の実施及び拡大について
令和5年度は区営自転車駐車場17か所で実施すると共に、令和6年4月1日に新規開設の竹ノ塚駅東口自転車駐車場と江北駅西自転車駐車場を新たに整備した。

（足立区・事業者）

ウ 放置自転車街頭指導等の実施 （足立区）

駅周辺の街頭指導及び放置自転車の撤去を年間延べ5,940日実施し、6,165台撤去した。

エ 放置禁止区域内の不法駐輪原付バイクの撤去 （足立区・四警察署）
令和5年度は27台撤去。

オ 足立区総合自転車対策業務委託の実施 （足立区・事業所）
北千住・五反野地区と竹ノ塚・西新井地区の2つのエリアで実施。



放置自転車クリーンキャンペーン



放置禁止の路面ステッカー



移送所で保管している撤去自転車

実施機関	駐車秩序の確立		具体的な取組内容	目標（上段）・実績値（下段）					
				R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	7年以降
署	新駐車対策法制の適切な運用	使用者責任の追及等	放置車両確認機関による確認事務、放置違反金制度及び車両の使用制限の運用を適切に実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通執行係】実績値→				実施	実施	実施			
署	新駐車対策法制の適切な運用	重点的取締り	幹線道路、繁華街において「取締り活動ガイドライン」に沿った適切な取り締まりを実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通執行係】実績値→				実施	実施	実施			
署	地域実態に応じた駐車規制の推進		実態を勘案した駐車規制を実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通規制係】実績値→				実施	実施	実施			
区	駐車需要に応じた駐車スペースの推進		区営駐車場の運営	実施	→	→	→	→	継続実施
【区：交通対策課 駐車場推進係】実績値→				実施	実施	実施			
区・署	路外駐車場の整備と利用向上方策		地域ぐるみで二輪車の違法駐車対策を実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通規制係】実績値→				実施	実施	実施			
区・署	違法駐車抑止に向けた広報・啓発活動		あらゆる機会を通じて各種キャンペーンを実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通規制係】実績値→				実施	実施	実施			
区・都・署	放置自転車等防止の啓発・規制等の強化	放置自転車防止	駅前放置自転車クリーンキャンペーンを引き続き実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【区：交通対策課 自転車係】実績値→				一部実施	一部実施	実施			
区・事業者	放置自転車等防止の啓発・規制等の強化	自転車駐車場の2時間無料サービス事業の実施及び拡大について	自転車駐車場の2時間無料サービス事業の引き続きの実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【区：交通対策課 自転車係】実績値→				実施	実施	実施			

区	放置自転車等防止の啓発・規制等の強化	放置自転車街頭指導等の実施	街頭指導員による駐車場への誘導や店舗への指導、放置自転車の撤去、自転車の施錠周知による盗難後の放置抑制を引き続き実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【区：交通対策課 自転車係】実績値→				実施	実施	実施			
区・署	放置自転車等防止の啓発・規制等の強化	放置禁止区域内の不法駐輪原付バイクの撤去	著しく通行や交通の妨げとなる、また長時間放置の原付バイクの撤去事業を引き続き実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【区：交通対策課 自転車係】実績値→				実施	実施	実施			
区・事業所	放置自転車等防止の啓発・規制等の強化	足立区総合自転車対策業務委託の実施	足立区総合自転車対策業務委託を引き続き実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【区：交通対策課 自転車係】実績値→				実施	実施	実施			

3 指導取締りの強化

(1) 交通違反の指導取締りの強化 (🚲)

(四警察署)

- ア 住民からの横断歩行者等妨害違反、信号無視、一時不停止違反の取締り要望等を受け、歩行者が悲惨な交通事故に巻き込まれないように取締りを推進した。また、酒気帯び無免許運転の被疑者を検挙した。(西新井警察署)
- イ 悪質性の高い交通違反取締りの実施。重大事故に直結する横断歩行者等妨害や交差点違反等の指導取締りを実施。(竹の塚警察署)

(2) 携帯電話使用等の取締りの推進 (📱・🚲)

(四警察署)

- ア ながら運転による悲惨な交通事故を発生させないように、指導取締りを実施した。(西新井警察署)
- イ 交番らを通じて携帯電話使用等の取締り実施。(竹の塚警察署)

(3) 二輪車対策の推進 (🚲)

(四警察署)

- ア 幹線道路、信号機のない交差点等における動的違反(速度超過、一時不停止、信号無視、割り込み等)の指導取締りを重点的に実施した。死亡事故に直結する二輪車の横断歩行者妨害取締りを実施した。二輪車大会、二輪車教室に参加し、一般のライダーに事故防止を呼びかけた。(西新井警察署)
- イ 日光街道等、幹線道路における速度超過等の悪質性・危険性の高い交通違反取締りを実施。(竹の塚警察署)

(4) 自転車利用者対策の推進 (📱)

(四警察署)

- ア 交通量、人通りの多い道路における傘差し運転をしながらの信号無視違反の取締りを実施した。また、一時不停止違反及び横断歩行者等妨害違反の取締りを実施した。取締り強化日を設けるなどして、各種違反の取締りを実施した。前後輪に制動装置のないピスト自転車の取締りを実施した。ヘルメット着用が努力義務となったことから、区民に対しヘルメット着用の呼びかけを実施した。(西新井警察署)

イ 自転車マナーの向上のため、自転車警告カード等の活用した指導警告を実施。(竹の塚警察署)

(5) シートベルト着用等の指導取締り (四警察署)

ア 前列に乗車(運転席、助手席)している者においては、概ね着用しているが、後席に乗車している者については、未だ定着していないので強力に指導警告を実施した。(西新井警察署)

イ 車両運転手に対するシートベルト着用の徹底を図るため、日光街道等の幹線道路における啓発活動を実施。(竹の塚警察署)

(6) 暴走族の取締り (自・輸) (四警察署)

ア 当署が把握しているセクトは現在いないが、単独走行する者やマフラーに手を加え騒音を立てて走行するもの等を交通機動隊と協力し警戒を実施した。(西新井警察署)

イ 日光街道、尾久橋通り、尾竹橋通り等の幹線道路における交通違反等の取締りを実施。(竹の塚警察署)

(7) 整備不良車両の取締り (自・輸)

ア 指導取締り推進 (四警察署)

(ア) 整備不良車は、制動灯、尾灯の故障等が多く、交通事故に直結する原因であることから、継続して取締りを強化した。(西新井警察署)

(イ) 各幹線道路での整備不良車両の発見に努め、運転手に対し、整備通告等を実施。(竹の塚警察署)

イ 不正改造車を排除する運動等 (四警察署)
規定の大きさを超えるリアウィングの取締りを実施した。(西新井警察署)

(8) 過積載防止対策の推進 (四警察署)

ア 足場を積載していた貨物車を交通機動隊とも連携し、過積載の危険性を違反者に説明するとともに、取締りを実施した。(西新井警察署)

イ 幹線道路を走行するトラック等に対し、随時、過積載車両の指導取締りを実施。(竹の塚警察署)



実施機関	指導取締りの強化	具体的な取組内容	目標（上段）・実績値（下段）					
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	7年以降
署	交通違反の指導取締りの強化	通勤・通学時間等の混雑時や悪質性、危険性の高い違反及び事故に直結する交差点違反の積極的な指導取締りを実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通執行係】実績値→			実施	実施	実施			
署	携帯電話使用等の取締りの推進	重大な交通事故に直結する携帯電話使用運転者に対する積極的な指導・取締りを実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通執行係】実績値→			実施	実施	実施			
署	二輪車対策の推進	幹線道路や繁華街、二輪車モデル交差点等において事故に直結する悪質性、危険性の高い違反の指導取締り並びにヘルメットの正しい着用及びプロテクターの使用の広報啓発を実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通執行係】実績値→			実施	実施	実施			
署	自転車利用者対策の推進	駅周辺の交通頻繁な地区等において、軽微な違反者に対する指導警告及び悪質性、危険性の高い違反者に対する積極的な指導・警告、交通切符等による取締りを昼夜問わず実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通執行係】実績値→			実施	実施	実施			
署	シートベルト着用等の指導取締り	幹線道路等において、交通事故による被害軽減を図る目的で、全ての座席のシートベルト着用及びチャイルドシートの使用を図るため、積極的に指導取締り及び広報啓発を実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通執行係】実績値→			実施	実施	実施			
署・自	暴走族の取締り	情報を収集し、夜間帯等において、暴走族の検挙の徹底及び実態の積極的な広報を実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通執行係】実績値→			実施	実施	実施			
署・自	整備不良車両の取締り	幹線道路等において、環境悪化の要因ともなる整備不良車両及び不正改造車両の積極的な指導取締り及び不正改造車の排除を実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通執行係】実績値→			実施	実施	実施			
署	過積載防止対策の推進	幹線道路等において、検問所、移動式重量計を使用して、交通公害及び重大交通事故に発展する危険性が高い過積載車両の指導取締りを実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通執行係】実績値→			実施	実施	実施			

第4章 安全運転と車両の安全確保

1 安全運転の確保

(1) 運転者教育の充実 (⊕)

ア 警察署による運転者教育の効果的推進 (四警察署)

(ア) 各種申請のためロビーで順番待ちしている来署者に対し、交通ルール・マナー、運転技術や、移動制限者に対する思いやり運転醸成のため、教養DVDを常時上映し、運転マナーの向上等啓発活動を実施した。(西新井警察署)

(イ) 企業のドライバーに対して、歩行者保護等の交通弱者に対する交通安全教育を実施。(竹の塚警察署)

イ 指定自動車教習所による運転者教育の効果的推進 (指定自動車教習所)

ウ 更新時講習の充実 (竹の塚警察署)

免許更新時に関して、ワンポイント交通安全教育を実施するなどして、交通安全広報を実施。

エ 指定自動車教習所に対する指導監督の強化 (竹の塚警察署)

管内教習所において、教習員に対する講習を実施し、情報を共有するなどしている。

(2) 高齢運転者対策の推進 (⊖)

ア 高齢運転者向け運転適性検査機器の活用 (四警察署)

イ 高齢者講習の充実

(ア) 高齢者講習及び認知機能検査 (運転免許試験場・指定自動車教習所)

a 高齢者講習問い合わせのため来署した者に代わり、早めに受講できそうな教習所に連絡を行い、空き状況を確認する他、予約申請についてスムーズに行くよう依頼した。併せて、講習で実施される検査等について聴取し、伝達した。(西新井警察署)

b 管内教習所に対して良好な関係を構築し、各種講習等の依頼を実施するなど交通安全広報を実施。(竹の塚警察署)

(イ) 運転免許証の自主返納等 (四警察署)

a 高齢者のつどい、地域講習会等の中で高齢者に対する交通安全講話を実施し、免許証の自主返納の呼び掛けを行ったが、返納をまだ考えたくないと思っている高齢者に対し、事故を起こさず安全運転に専念できる講話も併せて実施、アクティブに行動したいと思っている高齢者の後押しも忘れずに実施した。(西新井警察署)

b 免許証の返納等を各種イベントやキャンペーン時に広報。(竹の塚警察署)

(3) 二輪車事故防止対策の推進 (🚲)

ア 二輪車実技講習の実施

(四警察署)

- (ア) 月1回、足立市場においてサンデーバイクスクールを実施し、安全講話、技術の向上を図っている。(千住警察署)
- (イ) 交通安全協会をはじめ、二輪車普及協会及び二輪車安全運転指導員と開催した(主催者12名、参加者29名)。二輪車ドライバーの技術向上及び交通事故防止意識の高揚を図った。(西新井警察署)
- (ウ) 月1回、企業に赴き二輪車実技教室を実施。(竹の塚警察署)
- (エ) 東京メトロ職員に対して、秋の交通安全運動期間中に実技講習会を実施した。(綾瀬警察署)

イ 二輪車安全運転推奨シール交付制度

(四警察署)

当署における二輪車実技講習会は、参加者定員30名(事前予約制)のところ、予約開始初日にほぼ参加枠が埋まる人気である。オートバイショップを営んでいる二輪車普及協会員に対する交通事故防止ポスターの掲示等を依頼している。(西新井警察署)

(4) 飲酒運転対策の推進 (🍷・🚲)

(足立区・四警察署)

- ア 春に東京小売酒販組合の組合員と合同による「飲酒運転根絶キャンペーン」を実施し、飲んだら乗らない、乗るなら飲まない、乗るなら飲ませないを地域住民に対する呼び掛けを行った。(西新井警察署)
- イ 飲食店店舗に赴き、ハンドルキーパー運動を広報。また、通常のキャンペーンにおいても、飲酒運転根絶を広報している。(竹の塚警察署)
- ウ 春の交通安全運動期間中にスーパーにおいて、足立区職員、高齢者指導員らと合同して自転車飲酒根絶キャンペーンを実施した。(綾瀬警察署)



ハンドルキーパー運動(千住署管内)



飲酒運転撲滅キャンペーン(綾瀬署管内)



区としては、アルコール依存症患者やその家族に対し、アルコール専門医も参加してグループワークを主体とした相談事業を月1回実施した(ミーティング参加者106名、個別相談6件)。

(5) 安全運転管理の充実 (輸)

ア 安全運転管理者及び副安全運転管理者 (四警察署)

(ア) 安全運転管理者に対して、法定講習会への参加を呼び掛けている。(千住警察署)

(イ) 昨年未受講の事業所に対し、はがき・電話により確実に法定講習の申込み及び受講するように教示した。また、交通安全協会を通じて、安管部会加入事業所(約150社)に月1回、事故概況等の情報発信や管理実務のアドバイスを実施した。(西新井警察署)

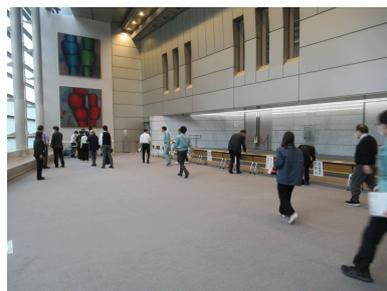
(ウ) 企業へ個別電話するなど、法定講習への参加を呼び掛けている。安全運転管理者に対して、個別に交通安全等について指導し、その情報を配下員に対して実施依頼するなどしている。(竹の塚警察署)

イ 安全運転管理者指導者制度 (四警察署)

(6) 足立区職員交通安全講習会 (自・輸) (足立区)

主に交通事故や交通法令順守に視点を置き、職員事故の防止を図ることを目的に、全職員が4年に1回受講している。

令和5年度は、区役所庁舎ホールにおいて8月と2月の計2回実施した。



足立区職員交通安全講習会

実施機関	安全運転の確保		具体的な取組内容	目標（上段）・実績値（下段）					
				R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	7年以降
署・教	運転者教育の充実	運転者教育の効果的推進	交通弱者の保護と思いやり運転の継続教育	実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通総務係】実績値→				実施	実施	実施			
竹の塚警察署	運転者教育の充実	更新時講習の充実	交通ルール遵守に関する広報および安全教育	実施	→	→	→	→	継続実施
【竹の塚警察署 交通総務係】実績値→				実施	実施	実施			
署	運転者教育の充実	指定自動車教習所に対する指導監督の強化	教習指導員に対する交通安全講習会の実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【竹の塚警察署 交通総務係】実績値→				実施	実施	実施			
署	高齢運転者対策の推進	高齢運転者向け運転適性検査機器の活用	高齢者講習委託教習所に対して協力依頼	実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通総務係】実績値→				実施	実施	実施			
署	高齢運転者対策の推進	高齢者講習の充実	早期の免許返納制度の広報活動の実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通総務係】実績値→				実施	実施	実施			
署	二輪車事故防止対策の推進	二輪車実技講習の実施	年数回の実技講習会の実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通総務係】実績値→				実施	実施	実施			
署	二輪車事故防止対策の推進	二輪車安全運転推奨シール交付制度	講習会参加者増加促進のための広報活動の実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通総務係】実績値→				実施	実施	実施			
区・署	飲酒運転対策の推進		アルコール依存症に関する専門的な相談の実施及びハンドルキーパー運動の推進	実施	→	→	→	→	継続実施
前段【区：保健総合支援課】実績値→				実施	実施	実施			
後段【四警察署 交通総務係】実績値→				実施	実施	実施			
署	安全運転管理の充実	安全運転管理者及び副安全運転管理者	法定講習会への積極的参加の推進	実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通総務係】実績値→				実施	実施	実施			
署	安全運転管理の充実	安全運転管理者指導者制度	管轄区域内の事業者等に対する管理実務の指導、運転適性検査の実施等の支援	実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通総務係】実績値→				実施	実施	実施			

2 車両の安全性の確保

(1) 自動車の点検・整備の徹底

- ア 定期点検整備等の充実 (足立区・四警察署)
- イ 暴走族等による不正改造車の排除 (四警察署)
- ウ 街頭検査、整備管理者研修等の実施 (四警察署)
 - (ア) 定期点検整備、不正改造車、整備不良車については、交通取締りを通じ、違反車両に車載の車検証や、フロントガラスに貼付されている検査標章の確認等を精査、道路運送車両法等に接触した車両については、積極的に事件化した。(西新井警察署)
 - (イ) 足立車検場に近いことから、車両検問等における街頭検査を実施。点検・整備の重要性を認識させることや適正な措置を実施。(竹の塚警察署)

(2) 自転車の点検・整備の啓発 (目)

(足立区・四警察署)

- ア 自転車販売店等と合同での自転車安全利用推進キャンペーンを北千住駅東口ロータリーで実施。(千住警察署)
- イ 自転車の啓発に併せ、令和5年4月から努力義務化されたヘルメット着用により、ヘルメット購入を希望されている利用者に対し、安全基準適合マーク等が貼付されたヘルメットサンプルを展示し、購入時の参考にするようキャンペーンで呼び掛けを行った。(西新井警察署)
- ウ 交差点における自転車キャンペーンや自転車教室にて実施(竹の塚警察署)
- エ 綾瀬駅前等において、足立区や高齢者交通指導員、地域交通安全活動推進委員らと自転車安全利用推進キャンペーン等の広報啓発活動を実施(綾瀬警察署)



北千住駅西口・東口での自転車キャンペーン



綾瀬駅東口の自転車キャンペーン

実施機関	車両の安全性の確保		具体的な取組内容	目標（上段）・実績値（下段）					
				R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	7年以降
区・登	自動車の点検・整備の徹底	定期点検整備等の充実	足立自動車検査登録事務所との連携と整備不良車両の指導取締りの実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通執行係】実績値→				実施	実施	実施			
署・検	自動車の点検・整備の徹底	不正改造車の排除	交通検問による不正改造車に対する積極的な取締り、広報啓発、情報収集の実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通執行係】実績値→				実施	実施	実施			
署・検	自動車の点検・整備の徹底	街頭検査、整備管理者研修等の実施	足立自動車検査登録事務所との連携と整備不良車両の指導取締りの実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通執行係】実績値→				実施	実施	実施			
区・署	自転車の点検・整備の啓発		自転車安全利用推進キャンペーン等を通じた普及啓発の推進及び販売店への広報活動	実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通総務係】実績値→				実施	実施	実施			

第5章 交通事故に伴う救助・救急体制の整備

1 救助・救急体制の充実（☺・☺・☺）

（1）救助・救急設備等の整備

（三消防署）

令和5年中の足立区の交通事故に伴う、出場件数は2,634件で、搬送人員は2,350件であった。現場到着時間短縮を図るため、救急隊増隊等による体制強化を図るとともに、救急隊の効率的な運用等の検討を進める。

（2）救急告示医療機関との連携強化

（三消防署・各医療機関）

足立区内の救急告示医療機関及び3次救急医療機関である東京女子医大足立医療センターとの連携を強化することで、救命率の向上を図る。

（3）多数傷病者発生時の充実強化

ア 資器材整備

イ 消防救助機動部隊の充実

ウ 民間患者等搬送事業者との連携

エ 東京DMAT

（三消防署）

（4）応急手当等の普及啓発の推進

ア 応急手当普及用資器材等の整備

（三消防署）

イ 交通事故等の負傷者等救命・救護のための応急救護処置

（三消防署）

ウ 消防団員による応急救護指導の充実

（三消防署）

エ 学校教育における応急手当の指導

（三消防署）

地域特性に応じた応急救護訓練を実施することで、応急手当を普及するとともに、管内各事業所での救命講習を促進する。

（5）救急車の適正利用の推進

（三消防署）

東京消防庁全体で令和5年中の救急出場件数は、過去最高の91万件を超える（足立区内では約5万件）など、今後も救急需要の増加が見込まれる中、真に救急車を必要とする都民などに対応していくため、自衛消防訓練や防災訓練などの応急救護訓練、救命講習等の様々な指導の機会をとらえて「#7119」東京消防庁救急相談センターを案内し、救急車の適正利用を促進する。

実施機関	救助・救急体制の充実	具体的な取組内容	目標（上段）・実績値（下段）					
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	7年以降
消	救助・救急設備等の整備	現場到着時間短縮を図るため、救急隊増隊等による体制強化を図るとともに、救急隊の効率的な運用等の検討を進める。	実施	→	→	→	→	継続実施
【三消防署】実績値→			実施	実施	実施			
消・医	救急告示医療機関との連携強化	足立区内の救急告示医療機関及び3次救急医療機関である東京女子医大足立医療センターとの連携を強化することで、救命率の向上を図る。	実施	→	→	→	→	継続実施
【三消防署】実績値→			実施	実施	実施			
消	多数傷病者発生時の充実強化	多数傷病者発生時の充実強化	実施	→	→	→	→	継続実施
【三消防署】実績値→			実施	実施	実施			
消	応急手当等の普及啓発の推進	<p>ア 口頭指導（応急手当アドバイス）を周知する。映像を活用した広報（live119、応急手当普及DVD）については、救命講習等の機会をとらえて都民に案内し、応急手当実施率の向上に努める。</p> <p>イ 地域特性に応じた応急救護訓練を実施することで、応急手当を普及するとともに、管内各事業所での救命講習を促進する。</p> <p>ウ 電子学習室を併用した救命講習は講習時間が短縮されるなどのメリットがあることを案内し、ニーズに合わせた講習を推進する。</p>	実施	→	→	→	→	継続実施
【三消防署】実績値→			実施	実施	実施			
消	救急車の適正利用の推進	令和5年中の救急出場件数は、過去最高の91万件を超えるなど、今後も救急需要の増加が見込まれる中、真に救急車を必要とする都民などに対応していくため、自衛消防訓練や防災訓練などの応急救護訓練、救命講習等の様々な指導の機会をとらえて「#7119」東京消防庁救急相談センターを案内し、救急車の適正利用を促進する。	実施	→	→	→	→	継続実施
【三消防署】実績値→			実施	実施	実施			